

ユネスコ・生命倫理コア・カリキュラム、2011
『人間の尊厳と人権についてのケースブック』1

ケーススタディー1-1：プライバシー

翻訳 浅井 篤

D 医師は産婦人科レジデントで州立大学医療センターと地域の病院が提供する共同研修プログラムに参加していた。侵襲的外科手技施行中に、D 医師は患者の主治医に誤って切られてしまった。患者と D 医師との間で実際に血液の接触があったかどうか記録からはわからない。血液暴露はなかったようだが、誰も確信は持てない。

後日、D 医師は自主的に HIV についての血液検査を行い、検査結果は HIV 陽性であった。検査結果を知らされた後、D 医師は進んでその後の外科手技への参加を辞退し、関係部署に自分の状態を説明し、自発的に休職を要請した。

医療センターの調査では、診療の経過で D 医師とある程度関わった 279 人の患者の存在が確認された。同様に地域の病院では、D 医師が共同研修プログラムを開始して以来、168 人の患者が D 医師と接触していた。残念ながら病院の記録には、毎回の医師の切創発生が必ずしも示されていないし、外科手技における各医師の役割に関する記録もない。このように、合理的に考えて D 医師と接触した機会があったと想定されるすべての患者が上記に挙げられた統計に含まれた。

医療センターと地域の病院はともに、D 医師との接触によって感染しているかもしれないこれらの患者に、D 医師の病状に関する情報を開示する「確固たる」必要性があると主張する申し立てを裁判所に提出した。加えて同二病院は、D 医師を助手とした侵襲的手技を受けた患者に連絡が取れるようにするため、D 医師の病状を産婦人科の他の医師たちにも開示する確固たる必要性があると確信した。

それに対して、D 医師は自分のプライバシーの権利を主張し、自分の HIV 関連の情報を開示することを正当化できる程の確固たる必要性はないと主張した。

これら 2 つの病院は D 医師の疾患を開示すべきか。

ここに、すべてではないが複数の考えられ得る解決法がある。これを他の解決案と共に議論しなさい。倫理的な論点を明確にして、あなたに最も当てはまる解決策をその理由とと

もに定めなさい。

YES 医療機関には患者の健康を最大限保障する義務がある。したがって、病院には感染したかもしれない個人に HIV への暴露の可能性を伝え、彼らに治療、検査、そしてカウンセリングを提供する責任がある。加えて、D 医師の身元の開示がエイズの広がりを防ぐために必要である。

NO この二つの病院には D 医師の名前を産婦人科の他の医師たちに開示する権利はない。D 医師のプライバシーの権利は、他の誰のそれとも変わりがない。それゆえに、D 医師の名前を開示することは重大なプライバシーに対する権利の侵害である。

YES 疑いもなく、個人の健康問題はプライベートな事項であり、インフォームド・コンセントに従って扱われるべきである。しかし D 医師の健康問題は彼個人の問題ではない。彼が手術器具を手にして侵襲的手技を行うチームに参加するようになった瞬間から、彼だけではなく公共の懸案となった。したがって、病院は D 医師の疾患について開示しなければならない。

NO この D 医師の疾患に関する開示は社会の人々に、もし HIV に感染した医師の治療を受けたなら彼らはエイズに感染する危険性があるというメッセージを送ることになる。それゆえ、将来的に病院は似たような確証のない患者へ通知をしないことによって訴えられる危険性が発生するだろう。高価な医療ケアは、必要のない HIV 検査の繰り返しと高価な医師の損害賠償保険のせいで更に高騰だろう。さらに医師および他の医療従事者は HIV に感染した人々を治療する気を失うだろう。

NO このような広範な通知は、医師および医療専門職が HIV 感染患者をケアする気持ちを萎えさせるであろう。

本ケースについてのノート

判決

本事例はその国の裁判所で審議された。裁判所は社会に対する開示と医師のプライバシーの権利の競合する必要性を比較衡量した。裁判所は病院側の訴えは正当性があると判断し、D 医師の身元と彼の HIV 関連情報は条件付きで開示されてよいと判決した。

地方裁判所の命令：

・・・原告（病院）はこれによって D 医師の身元を以下のように開示することを許可されるが、以下のようにのみ許可される：

1 レジデントプログラムの医師も含めた産婦人科分野の医師たちには D 医師の名前を知らせること。

2 D 医師が外科手技または産科手技に参加していた患者への通知を作成することを許可された医師にはD 医師の名前を知らせること

3 患者への手紙および記者発表においては、D 医師を「我々の産婦人科共同レジデントプログラムの医師のひとり」と描写し、D 医師が勤務していた期間を説明すること。

上記1と2でD 医師の名前を提示されたすべての医師は、本決議がこのような情報を上に定めた以上に開示することを禁じていることを心得ておくべきである。

最高裁判所はD医師のHIVの状態を患者に開示することを病院に許可した地方裁判所の命令を支持し、病院は潜在的にHIVに暴露した患者に情報を伝え治療するという確固たる必要があるため、他の状況であれば秘匿されるべき原告に関する情報を開示することが許されると述べた。

ディスカッション プライバシー

人間の尊厳は生命倫理のもっとも重要な原則のひとつである。この原則には明確な定義はないが、それは単なる言い回しではなく、むしろの個々の人間の内在的価値に対する敬意を促進する必要性を反映したものである。この目標を達成するため、国際生命法 (international bio-law) は尊厳を、プライバシーのような他の効果的で実践的な権利を伴った、すべてを包含する原則として定義する。

プライバシーに対する権利は、すべての人間の尊厳に対する生来の権利の不可欠な一部分である。それはすべての個人が、いつ、そして、どれだけ個人的情報を衆目にさらしてよいかを決める権利を表す。すべての人間はプライバシーに対する権利を持ち、それゆえに、医療従事者と同様に、患者もその権利を与えられる。

この権利は実際に個人が彼らの自律性を維持し彼らが望むように生きることを可能にする。国によっては、この権利に『生命倫理と人権に関する世界宣言』の第9条に述べられているように、法的根拠を与えている。

当事者のプライバシーと個人情報の秘密保持は尊重されるべきである。最大限可能な限り、そういった情報は、国際法、特に国際人権法に整合して集められ、同意が得られた目的以外には用いられたり開示されたりすべきではない。

にもかかわらず、プライバシーに対する権利は時に、他者が自分の健康状態に関する真実を知る権利などの、他の権利と対立することがある。そのような状況では、我々は異なる権利と利害関心の間で均衡状態を見つけなくてはならない。

機密で統一？秘密保持に対する権利は絶対的な権利ではない。時に第三者がこの権利の撤回を要求するような危険に直面することがある。我々はその脅威の重大さと切迫性を考慮しなくてはならない。脅威が深刻で切迫している場合、その時には強制的な開示ですら適切となるだろう。

国によっては、このような開示を合法とする動向があることを強調しておく。

加えて、自分たちに影響がありそうな出来事に関して知る公衆の権利もまた彼らの尊厳に対する権利の一部をなしている。

関連する重要情報だけを開示する一方で氏名等の開示を避けるという選択が、二つの権利の均衡を保つために最もよく取られる方法の一つである。